

事業者の皆様へ

～地域未来投資促進法について～

【地域未来投資促進法とは】

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）」を実施する幅広い分野の民間事業者等を支援するものです。

○地域経済牽引事業とは

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業のことをいいます。

主な支援策

税額控除や特別償却により設備投資（投資額2,000万円以上）を行った初年度の法人税が軽減されます

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置	40%	4%
器具・備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※前年度の減価償却費の10%を超える投資額であることが必要です。

※国へ先進的な事業についての確認申請が必要になります。

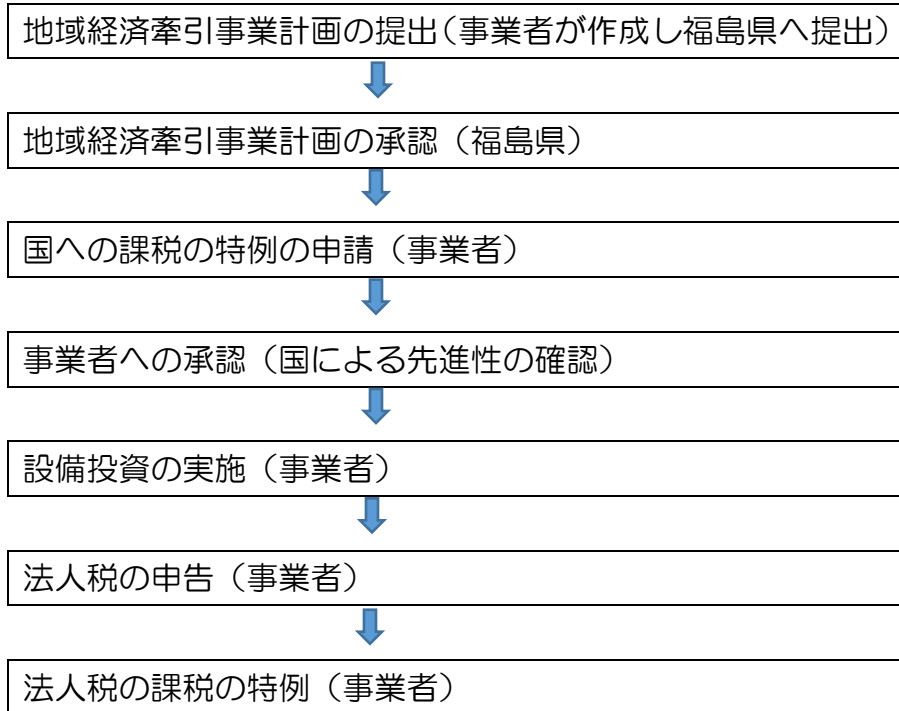
このほか、工場立地法における緑地面積率等に関する特例措置などがあります。

支援策を活用するには

地域未来投資促進法に基づく支援策を活用するには、事業者が基本計画の内容を確認のうえ、地域経済牽引事業計画を作成し、知事の承認を得ることが必要です。

支援策活用までの流れ

(例：法人税の課税の特例)



地域経済牽引事業計画を作成するには

1 計画書の様式は以下のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/tiikimirai.html>

2 【要件】

- ①基本計画の地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。
- ②事業計画を通じた地域経済牽引事業による付加価値額増加が3,626万円を上回ること。
- ③事業計画を通じた地域経済牽引事業の実施により、以下のいずれかの経済的波及効果が見込まれること。
 - ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3%増加すること。
 - ・促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で1%増加すること。
 - ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1%増加すること。

※事業計画期間は5年間を標準としています。

【問合せ先及び申請書の提出先】

福島県商工労働部企業立地課 電話：024-521-7882

e-mail: investment@pref.fukushima.lg.jp